

第45回

大往生

の

勉強会



今やっておきたい終活の締めくくり

【死後事務委任契約】

死後事務とは、死後すべての人に課せられている諸手続きなどを言います。でも、自分自身では行なうことができません。

死後事務には次のようなものがあります。病院の支払い、葬儀、納骨、家財の整理、各方面への届け出など多岐にわたります。

これまでは家族がそれを担ってきましたが、家族の在り方が変化したこの頃ではそれが難しくなりました。

国土交通省の長期展望委員会が行った調査からは、次のような問題が浮き彫りになっています。独り暮らしの高齢者の多く（5割近く）は、「孤独死（孤立死）」を身近な問題だと感じている。

この問題を解決する手段としては、生前に信頼できる第三者と「死後事務委任契約」を結んで、円滑に死後事務が行えるようにしておくことだと思われます。

- 講 師 須齋 美智子 NPO 法人ライフ・アンド・エンディングセンター理事長
- 日 時 2016年11月21日（月）午後2時～4時
- 会 場 さいたま市浦和コミュニティセンター 14集会室
(JR 浦和駅東口駅前 コムナーレ10F)
- 定 員 72名
- 参加費 700円
- 申込み 048-855-1238 FAX 048-855-1006
Email office@npolec.org
- 主 催 NPO法人 ライフ・アンド・エンディングセンター